

令和3年12月

お客さま各位

館山信用金庫

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間利用されていない預金口座の利用促進と口座が不正に利用されることによる被害を防止（マネーロンダリング対策）するため、一定期間ご利用のない口座に対して「未利用口座管理手数料」（年間 1,320 円）を適用しております。

令和4（2022）年11月1日より本手数料の適用対象口座を下記のとおり変更させていただきます。

記

「未利用口座管理手数料」適用対象口座

現 在	令和4（2022）年11月1日以降
令和3（2021）年4月1日以降 開設された口座	<u>すべての口座</u> <u>（2020年10月31日以前に</u> <u>開設された口座も含まれます。）</u>

※令和4（2022）年11月1日以降は、口座開設した日にかかわらず、未利用口座管理手数料の適用対象となります。

1. 「未利用口座管理手数料」が適用される口座

最後のお預入れまたは払戻し（該当する預金利息の入金及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（無利息型・総合口座含む）で、残高が1万円未満の口座を未利用口座管理手数料の適用対象とさせていただきます。

盗難、紛失等で利用停止となっている口座も適用されます。

ただし、次の場合は未利用口座管理手数料は適用されません。

- ①当該口座の残高が1万円以上ある場合
- ②同一店舗において、定期性預金のお取引がある場合
- ③同一店舗において、融資のお取引がある場合

2. 未利用口座管理手数料の引落しについて

- (1) お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。
預金規定第16条（通知等）により、届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) ご案内後、3ヶ月経過後もお取引がない場合に、年間1,320円の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。（当該口座から自動引落）
※ご案内を差し上げて3ヶ月以内に再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。
- (3) 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、未利用口座管理手数料が適用されます。

3. 口座の自動解約

- (1) 残高不足により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高および利息を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- (2) なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

未利用口座管理手数料はあくまで2年以上の長期間にわたりご利用のない普通預金口座に適用されるものであり、常日頃からお預入れ、払戻しまたは口座振替等のお取引をされている口座に適用されることはありません。

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

長い間ご利用がない普通預金口座につきましては、ご利用の再開をお願いしますとともに、今後ご利用予定のない口座につきましては、金融犯罪防止の観点からご解約をお勧めいたします。

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最新の「預金規定」は当金庫ホームページのニュース一覧「[各種規定集](#)」をご覧ください。



以上